

## 17-16 三重県内消防相互応援協定

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、三重県内の市町村及び消防組合（以下「市町村等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

#### (協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

#### (災害の範囲)

第3条 この協定を適用する災害とは、大規模又は特殊な災害及び事故により被害が発生した市町村（以下「発災市町村」という。）が総力を結集しても、対処できないものをいう。

2 前項に定めるもののほか、隣接する市町村の境界付近において、火災等の災害及び救急業務を必要とする事故が発生（以下「災害等発生市町村」という。）し、被害の拡大防止等を図るために隣接する市町村等の応援の必要があると認められるものをいう。

#### (報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、発災市町村の長は、知事に対し、次の各号について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の場所及び被害の状況

(3) 要請する人員、車両等の種別及び資機材の数量並びに集結場所及び活動内容

(4) その他必要な事項

### 第2章 相互応援

#### (応援要請)

第5条 第3条第1項に規定する災害が発生した場合において、発災市町村の長は協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に応援要請を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか第3条第1項に規定する災害であって、当該災害を防除するため、協定市町村等の消防機関等（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認めた場合の借用についても前項の規定により行うことができる。

3 前各項による応援調査をしようとするときは、前条各号の状況を連絡するものとする。

#### (いとまなき場合の応援)

第5条の2 前条に定めるもののほか代3条第1項に規定する災害であって、発災市町村からの応援要請のいとまがなく、応援市町村の長及び代表消防機関、県災害対策本部が必要と認める場合には、応援部隊を派遣することができる。

2 応援市町村等が前項に基づく応援を行うときには、知事に対し、次の各号について報告するものとする。

- (1) 派遣する人員、車両等の種別及び資機材の数量並びに集結場所及び活動内容
- (2) 応援経路

前項の規定は、前条に基づく応援の場合も報告するものとする。

(隣接の応援)

第5条の3 第3条第2項に規定する災害等が発生したときは、災害等発生市町村等の長は隣接する市町村等の長に必要な応援要請を行うことができる。この場合において、第4条中知事を応援市町村等の長と読み替えて適用する。

2 応援市町村等が第3条第2項に規定する災害等の発生を覚知し、応援部隊の派遣を必要と認める場合には、当該災害等発生市町村等から応援の要請があったものとみなす。

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が第5条の規定により応援要請を受けたときは応援市町村等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村又は災害等発生市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができる。

(応援活動状況の報告)

第9条 応援隊の長は、速やかに応援活動の状況結果を要請市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の報告)

第10条 発災市町村の長は、速やかに災害の概要を知事及び応援市町村等の長に報告するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るために、協定機関間において連絡会議を置くものとする。

2 前項に規定する連絡会議は、必要な都度、開催する。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村間の消防訓練に関すること。
- (4) その他必要な事項。

#### 第4章 経費負担

##### (経費負担)

第13条 この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費等の経常的経費及び公務災害補償費は、応援市町村等の負担とし、これ以外の経費は、要請市町村等の負担とする。

#### 第5章 雜 則

##### (疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができる。

##### (実施細部)

第15条 この協定の実施について必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に定めることとする。

2 その他、前項計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町村等の長が協議して定めることとする。

##### (協定書の保管)

第16条 この協定の成立を証するため協定書77通を作成し、県及び協定市町村等において各1通を保管する。

#### 附則

この協定は、平成10年7月1日から効力を生ずる。

#### 附則

この協定は、平成15年10月1日から効力を生ずる。